

議案第34号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(つくばみらい市監査委員条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市監査委員条例（平成18年つくばみらい市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(つくばみらい市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 つくばみらい市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(つくばみらい市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 つくばみらい市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年つくばみらい市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年5月29日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、条項のずれが生じるため、関係する条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市監査委員条例(平成18年つくばみらい市条例第15号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(請求又は要求の監査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項並びに第235条の2第2項並びに第243条の2の9第3項の規定による監査の請求又は要求を受理したときは、やむを得ない場合を除くほか、60日以内にこれを行わなければならない。</p>	<p>(請求又は要求の監査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項並びに第235条の2第2項並びに第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は要求を受理したときは、やむを得ない場合を除くほか、60日以内にこれを行わなければならない。</p>

つくばみらい市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第127号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

つくばみらい市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年つくばみらい市条例第3号)新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2の8第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市職員(法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害賠償責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市職員(法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害賠償責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>